リフィル処方箋の流れ

❶ 医療機関を受診する

医療機関を受診して、リフィル処方箋を発行してもらいます。長期間・症状が安定していることが条件のため、かかりつけ医（通院中の医療機関）で発行してもらうのがスムーズです。

リフィル処方箋は**医師側から提案する場合**と**患者側から希望する場合**があります。希望する場合は、医師に相談してみましょう。

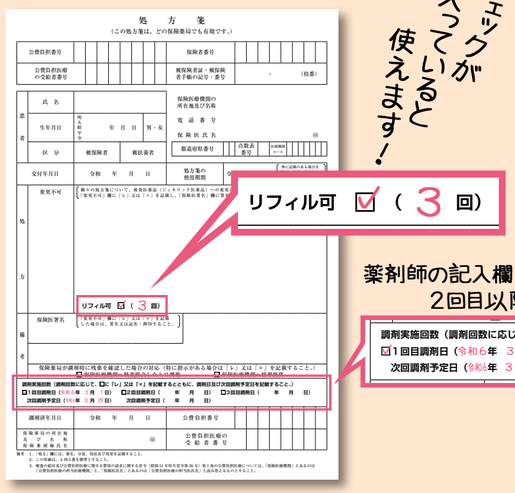

❷ リフィル処方箋を貰う

処方箋には「リフィル可」欄が設けられており、繰り返しの使用が可能な場合は、チェックと使用回数が記載されます。

薬剤師の記入欄です。
2回目以降は調剤予定日の前後7日以内に薬を受け取ります。

調剤実施回数（調剤回数に応じて、□に「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。）
☑1回目調剤日（令和6年 3月 1日）　□2回目調剤日（　　年　月　日）　□3回目調剤日（　　年　月　日）
次回調剤予定日（令和6年 3月 29日）　次回調剤予定日（　　年　月　日）

❸ 1回目の薬の受け取り

1回目の薬の受け取りは、通常と同じです。処方箋が交付された後、**4日以内に薬局へ行き**、お薬手帳・健康保険証（マイナンバーカード）とともにリフィル処方箋を薬剤師に提出し、調剤してもらいます。医師が決めた1回あたりの投薬期間をもとに、薬剤師が処方箋に**次回の調剤予定日を記入**します。

リフィル処方箋の使用イメージ

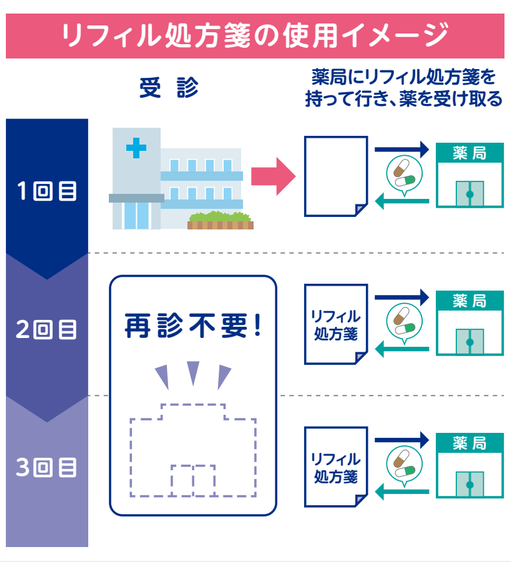

❹ 2回目以降の薬の受け取り

2回目以降は指定された**次回調剤予定日を含まない前後7日間以内**（合計15日間のうち）にリフィル処方箋などの必要な物を持って薬局へ行き、調剤してもらいます。**有効期限を過ぎた場合は、薬を受け取ることができなくなり、医療機関を受診する必要があります。**

リフィル処方箋の回数、期間が終了したら、1回目同様に医療機関を受診します。

※リフィル処方箋を利用できる上限は3回です。

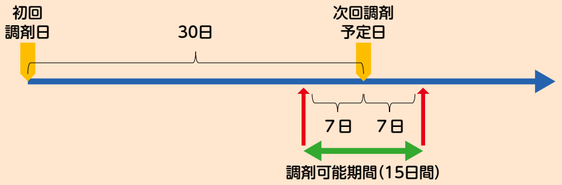

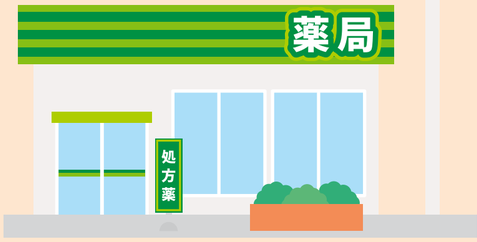

❺ リフィル処方箋をなくさない工夫をしましょう

リフィル処方箋は、1枚の用紙を繰り返し使用するので、1回調剤してもらったあとも自宅に保管しておく必要があります。**紛失した場合は、医療機関を再び受診しなければなりません。**

リフィル処方箋をお薬手帳にはさんだり、次回調剤予定などをカレンダーや手帳に記入しておくのも良いです。

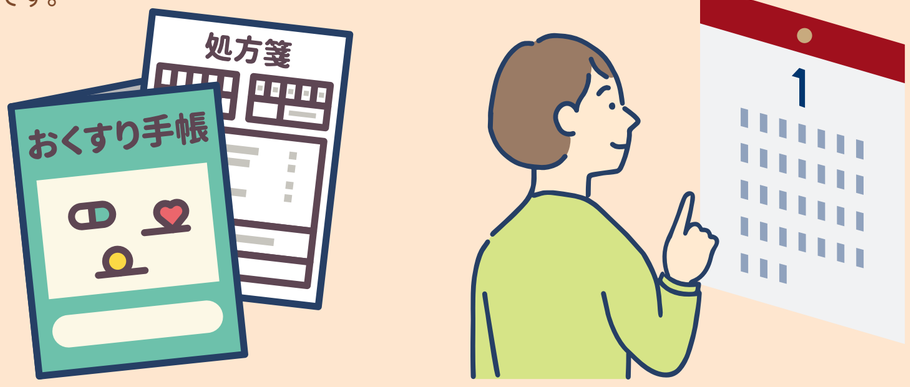

リフィル処方箋による投薬期間中であっても、医療機関への受診はできます。リフィル処方箋の使用回数が残っていても、体調や病状の変化など気になることがある場合は、かかりつけの医師や薬剤師に相談しましょう。
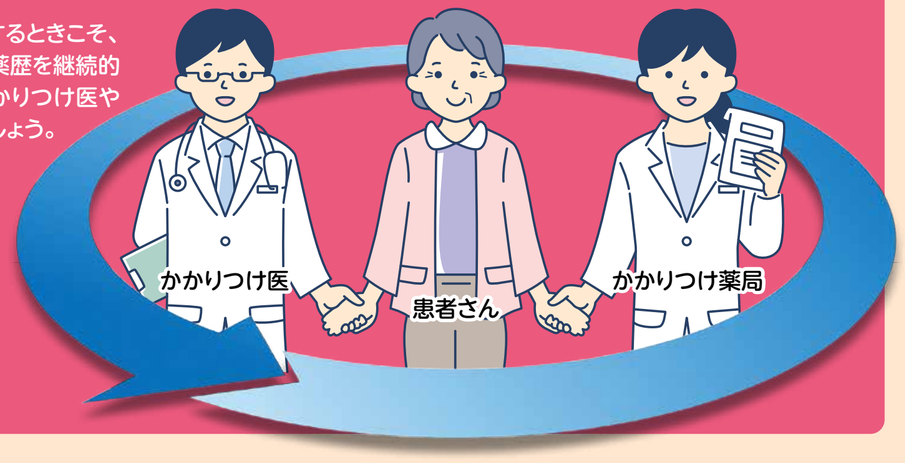
リフィル処方箋を使用するときこそ、普段からの体調や体質、薬歴を継続的に把握してくれているかかりつけ医やかかりつけ薬局を持ちましょう。